

鳥取大学工学部図書主任規程

第1条 鳥取大学工学部各学科に、学科図書主任（以下「図書主任」という。）を置く。

2 図書主任は、各学科の学科目を兼担する教授、准教授又は専任講師のうちから選出するものとする。

第2条 図書主任の任期は、特に定めない。

第3条 図書主任は、各学科を代表し、次に掲げる事項を取り扱う。

- 一 各学科図書閲覧室の運営並びに図書資料の管理に関する一般事項
- 二 各学科において購読を希望する国内雑誌及び国外雑誌の予約に関する事項
- 三 各学科において購入を希望する図書資料の購入手続きに関する事項
- 四 各学科による購入図書が鳥取大学附属図書館からの借受けに関する事項
- 五 その他図書資料に関する事項

第4条 鳥取大学工学部に、図書主任の連絡及び図書資料に関する学部の共通事項を審議するため、鳥取大学工学部図書主任会（以下「図書主任会」という。）を置く。

2 図書主任会は、図書主任をもって組織する。

3 図書主任会は、図書主任の互選により、鳥取大学附属図書館委員候補者2人を選出する。

4 鳥取大学工学部から選出した鳥取大学附属図書館委員（任期2年）は、毎年1人ずつ交替するものとする。ただし、再任されることができる。

5 図書主任会に委員長を置き、鳥取大学附属図書館委員のうちから図書主任会において選出する。

6 委員長は、審議の結果を学部長を経て教授会に報告するものとする。

7 図書主任会の事務は、工学部事務部において処理する。

附 則

この内規は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年9月27日鳥取大学工学部規則第7号）

この内規は、昭和50年9月27日から施行する。

附 則

この内規は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成元年6月19日から施行する。

附 則

この内規は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。